

5. 認定こども園



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

(1) 認定こども園

① 認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。さらに、園に通っていないこどもやその保護者も、子育て相談などの子育て支援が利用できます。

申込みや利用者負担額（保育料）等の基本的な部分は、保育所機能をご利用の場合（保育認定）は認可保育所と同じです。幼稚園機能をご利用の場合（教育認定）はP46～48のとおりです。

なお、幼稚園機能をご利用の場合（教育認定）は施設に直接申込みになります。

認定こども園の特徴～幼稚園と保育所、両方の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行います～

◆こどもたちが同じ時間を過ごします

3歳児以上（※1）の全てのこどもが、保育の必要性（就労等）の有無に関わらず、共通時間（おおむね2時頃まで）を過ごし、成長や発育に必要な同じ経験をします。

保育を必要とする
こども《保育認定》

保育を必要としない
こども《教育認定》



◆地域の子育てを支援します 子育て相談や未就園児活動 など（※3）

通園していない
こども（未就園児）

◆必要な保育を提供します

就労等により、家庭で保育のできない時間については、保育を提供します。（※2）

- ※1 0～2歳児は保育を必要とするこどものみの受入れです。（幼保連携型のみ）
- ※2 私立認定こども園の保育内容等については施設にお問い合わせください。
- ※3 子育て支援のメニューは施設により異なります。

② 認定こども園のタイプ

市内には、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園と保育所型認定こども園の3つのタイプの認定こども園があります。

【幼保連携型認定こども園】

幼稚園と保育所の機能を一体的に併せ持った施設です。

【幼稚園型認定こども園】

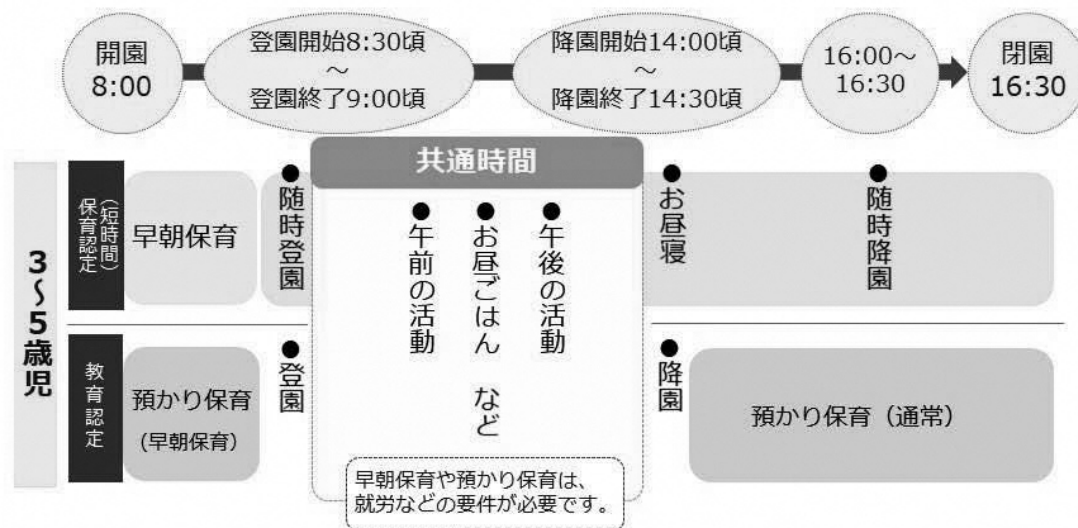
幼稚園をベースにして保育所の機能も備えた施設です。

【保育所型認定こども園】

保育所をベースにして幼稚園の機能も備えた施設です。

園生活の例

認定こども園の1日（幼稚園型：対象3～5歳児）



休園日	保育認定	日・祝日、年末年始（12/29～1/3）
	教育認定	土・日・祝日、学年初め休業日（4/1～4/8）、夏季休業日（7/21～8/25）、 冬季休業日（12/24～1/6）、学年末休業日（3/25～3/31）

※お昼寝は3歳児のみです。

③ 入所申込み等

(1) 教育認定

・公立認定こども園

入所申込み

申込対象となるのは、草津市に住んでいる（実際に居住し、住民登録がある）または、入園日の前日までに草津市に住んでいる（転入の場合は実際に引っ越しし、住民登録がある）3～5歳児のこどもです。申込みの際は、入園を希望される施設に直接お申し込みください。ただし、入園希望者が募集人員を超える場合は、抽選により入園決定をします。抽選漏れとなってしまった方は、定数に空きのある施設に入園していただくことも可能です。

なお、年度途中の入園の場合でも、定数に空きがある場合は入園していただくことができます。

また、申込みにあたっては、マイナンバーの記入が必要となります。提出の際は、本人確認を行っていますので、顔写真付きの公的資料（運転免許証等）1点か写真なしの公的資料2点を併せて持参ください。（P17参照）

通園区域

通園区域の指定はありません。どの施設にでも入園の申込みをしていただけますが、申し込むことのできる施設は1園のみです。

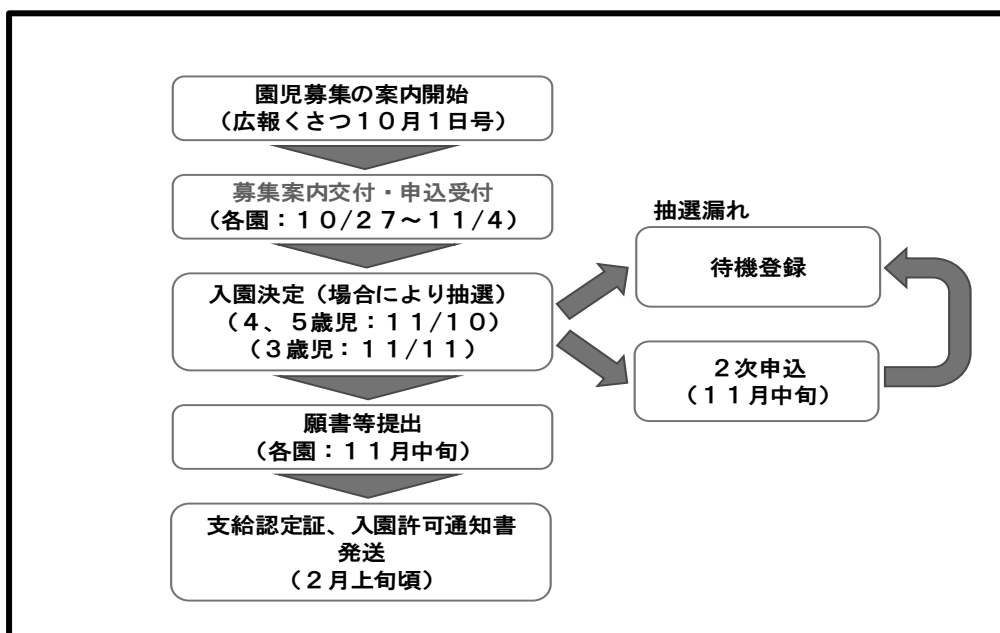
教育時間

8時30分から14時30分（14時降園開始）までです。

休業日

学年始休業日 4月 1日～4月 8日
夏季休業日 7月21日～8月25日
冬季休業日 12月24日～1月 6日
学年末休業日 3月25日～3月31日

年度当初の募集の流れ（公立）



・私立認定こども園

入所申込等

各施設に直接お申し込みください。また、その他通園区域や教育時間等の詳細については、各施設にお問い合わせください。

(2) 保育認定

公立・私立ともに認可保育施設（P14）と同様

④ 利用者負担額

(1) 教育認定 無償

(2) 保育認定 認可保育施設と同様

※給食費、教材費、行事費などの諸費の負担は必要です。

⑤ 給食

(1) 公立認定こども園

教育認定	主食費 500 円、副食費 3,050 円
保育認定	主食費 730 円、副食費 4,500 円

(2) 私立認定こども園

施設が定める額を、施設が徴収します。

⑥ 副食費の免除について

保育園や認定こども園の給食費（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自らの自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。（給食費は各施設が料金を設定・徴収します。）

・徴収免除について

幼児教育・保育の無償化に伴って、これまで保育料に含まれていた「副食費」について、下の表で『免除』となっている部分に該当するこどもは、徴収が免除されます。

(1) 保育認定 認可保育施設と同様（P29参照）

(2) 教育認定

認定こども園（教育利用）				< 1号認定のこども >
階層区分	第1子	第2子	第3子以降	第3子カウント
市民税所得割額 77,101円未満	免除	免除	免除	—
市民税所得割額 97,000円未満	—	—	免除	生計を一にする最年長のこどもから順にカウント
市民税所得割額 97,000円以上	—	—	免除	小学校3年生以下の範囲において、最年長のこどもから順にカウント

※ 副食費免除対象者の保護者の方には、草津市から免除通知を送付します。

※ 施設に在籍していれば、月途中の入園でも副食費などは1か月分ご負担いただきます。

※ 小学校就学前の範囲において第3子をカウントする場合は、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部に在園もしくは情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援を利用しているこどものなかでのみカウントします。

⑦ 延長保育について

(1) 公立認定こども園

幼保連携型認定こども園	公立保育所と同様 (P31参照)
幼稚園型認定こども園	延長保育の実施なし

(2) 私立認定こども園

各施設により異なりますので、施設ガイドブック参照の上、利用されている施設に直接お問い合わせください。

(2) 預かり保育

教育認定の在園児を対象に、通常の教育課程終了後および教育実施日以外の日（土曜日・長期休業等）に一時的にこどもをお預かりするものです。

私立認定こども園・幼稚園での預かり保育については、各施設に直接お問い合わせください。

公立では下記の10施設で預かり保育を実施しています。預かり保育の利用要件、申込み方法等は『預かり保育のしおり』をご覧ください。

公立認定こども園預かり保育実施施設（予定）

施設名	所在地	連絡先	定員
笠縫東こども園	平井三丁目8-2	564-6595	20名 (※1)
志津こども園	青地町845	562-0147	
山田こども園	南山田町672-2	562-1340	
玉川こども園	野路九丁目6-63	564-0043	
常盤こども園	志那中町278	568-1053	
老上こども園	矢橋町4	562-6320	
笠縫こども園	上笠一丁目6-1	562-6275	
矢倉こども園	矢倉二丁目5-21	566-7222	
草津中央おひさまこども園	草津三丁目13-10	562-7180	
矢橋ふたばこども園	矢橋町888-1	563-1266	15名 (※1)

※1 令和7年7月時点の予定です。詳細は各施設へお問い合わせください。

預かり保育実施日時および利用料金

保護者すべてに保育の必要性がある場合、預かり保育の利用料は無償となります（おやつ代は保護者負担）。無償化の手続きはP8をご覧ください。

利用区分	実施日	時間	料金
通常	教育実施日（月～金）	教育課程終了後（降園時刻の30分後）から16：30まで	日額500円 （うち、おやつ代100円） <u>※14：30以降の利用の場合のみ、おやつ代100円がかかります。</u>
長期休業	夏季休業・冬季休業・学年末休業の期間中 ※土曜日は除く	8：30から16：30まで	
土曜※	土曜日		
早朝	預かり保育実施日（土曜、長期休業含む）	8：00から8：30まで	

